

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
第1章 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の概要	1	第2章の1人口・障がい者数の推移に、5)難病患者が追加されたのは、平成24年の障害者総合支援法で難病等が障がい者に追加された経緯を踏まえているとするなら、P4国の動向にも難病等への記述がほしい。	障害者総合支援法の改正に係る事項として、難病に係る記載を追加しました。	2
第2章 吹田市における障がい者の状況	2	前回の結果よりさらに65歳以上の人数が増加しています。高齢化が進んでおり、前期高齢者(65～74)と後期高齢者(75歳以上)の内訳をみることで、高齢者分野の法律と障がい者分野の法律との連携のあり方(例えば、障がい分野の相談支援専門員と介護保険法の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)との連携のあり方など)を考える資料データにもなると考えます。	第6期障がい福祉計画の策定に向けて実施したアンケートでは、項目の簡素化も考慮し、年齢について、「18歳～39歳、40歳～64歳、65歳以上」という3区分でしか尋ねていなかったため、現時点で75歳未満と75歳以上を区別することができません。 しかし、高齢福祉分野との連携に係るデータとして活用することを見据え、今後行うアンケートにおいては、75歳以上の年齢を区分できるように調査票を設計します。	19～29
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 1 計画の策定に当たって	3	障がい当事者やその家族が読むには、固く難しい文章・構成という印象です。また、国の基本方針に基づく事項の説明だけで、吹田市としての基本目標が書かれていないのは残念です。	障がい当事者やその家族にとっても分かりやすい計画となるよう、他の委員等の御意見も踏まえ、用語説明を追記するなどし、可能な限り分かりやすい表現に努めました。 吹田市の障がい者施策の基本理念や基本的な考え方は、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の2つの計画に共通しているため、第1章に追加しています。 これらの基本理念等と第3章の2成果目標以降とのつながりを明確にできるよう、第3章の1に追記しました。	8～11、 31
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 2 成果目標 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	4	図もとりにれた方が市民や関係機関にも理解を得やすいのではないのでしょうか。厚生労働省で以下公開されている図のような視覚化もわかりやすいのではないかと思います。(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu.html)	図等も取り入れ、分かりやすい内容となるよう修正しました。	36
	5	社会的に「引きこもり」「8050問題」がクローズアップされているが、吹田市の障がい福祉においても、施策を打ち出しても良いものと考えます。吹田市の引きこもり人数を把握できていないものの、日本全体で100万人近くいると言われている。引きこもりの原因として、精神疾患などを抱えている人が多い。 吹田市で阪急山田にある夢つながり未来館があり、青少年を対象として引きこもり支援を行っているが、障がい福祉と連携して引きこもり支援に取り組むことが大切である。病院に行けていない、手帳を所持していない人も多いと予測されるが、取り組みを検討し、実施していくことで社会とのつながりができ、就労にも結びついていくことができる。 先日、新たな障がい(障がい児)福祉計画の策定に向けたアンケート調査、「7 仕事の状況と意識」の中で、就労が出来ていない人数も全体で67.8%を占めている。中でも、精神障がい、難病の人数は、全体の半分を占めている。 吹田市として、新たに引きこもり支援に対する施策を打ち出すことを希望したい。	ひきこもりの原因は精神疾患によるものが大きい点では、障がい福祉分野の関わりは大きいと考えています。 今後、精神疾患を抱えたひきこもり状態にある人への支援について、青少年を対象としたひきこもり支援を行っている青少年室や自立支援事業を行っている生活福祉室と十分に連携しながら取組を進めるとともに、障がい者の支援ニーズを把握し、適切な支援につなぐよう取組みます。	-

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 2 成果目標 (3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実	6	第5期の計画で示されていたネットワーク構築や緊急対応コーディネーターの配置などについてが継続されているのかどうかわかりづらいと思います。	緊急時の支援体制の構築にあたっては、既存の短期入所関連事業を整理し、各障がい者の日頃からの支援者や市内の短期入所事業所との連携を図りながら進める必要があります。既存のサービスや支援機関のより有効的な活用など、多角的な視点から支援体制の構築を進めているところです。計画には、以上の趣旨を盛り込むよう修正しました。	40～41
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 2 成果目標 (4) 福祉施設から一般就労への移行等	7	「イ 現状(力)」に関連することで、さまざまな状況の障害者が一般就労をするためには、既存の働き方の他に、もっと多様な働き方をセットで考えていく必要があると思います。私自身もそうですが、体調の波がある人や、体力の問題でフルタイムで働くことが難しい人にとっては、一般就労というのはとてもハードルが高いです。多様な働き方の例として、他自治体や企業が行っている「超短時間雇用」なども参考にさせていただけると幸いです。 それと、働く上で、介助者が必要な人にとっては、現状制度の壁があり、一般就労のハードルがとても高いです。先月から始まった「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」もぜひ参考にさせていただけると幸いです。	就労支援については、働く側の障がい者に対する福祉施策だけでなく、雇用する側にもアプローチする必要があります。雇用施策と連携して進める必要があると考えています。 労働分野の施策を担当する都市魅力部や関係機関と連携し、提示いただいた視点も踏まえ、取組を進めます。	-
	8	ウ 成果目標達成に向けての取組の(ア)～(オ)については、すべて重要な取組と考えますが、急にできるものでもないと思います。 3年間で達成するとして、1年目はここまでするといった具体的な指標をそれぞれに設定していただくようなことはできないでしょうか。例えば、 (ア) 1年目は、商工会議所とコラボした講演会を年1回以上開催する。2年目は… (イ) 1年目は、市内就労支援に係る事業所の交流会を年1回以上開催する。2年目は… (ウ) 1年目は、庁内検討会議を立ち上げ、1回以上会議を開催する。2年目は… といったように年ごとの進捗状況が見えるような活動指標を設定して、エ 目標達成に関連する主な活動指標に記載したうえで、市民に見える形で段階を追って確実に取り組んでいただければと考えます。	それぞれの年度ごとに、短期的な目標やスケジュールを掲げ取組を進めることは重要であると考えています。本市の実施計画策定や予算編成手続も考慮しながら、可能な限り見える化を図ります。 また、今回の御意見で例示いただいたものについては、今後取組を進める上での検討事項とさせていただきます。	-
	9	「障がい者雇用に対する企業の理解促進を図ります」といった文言に対しても庁舎内実習や障がい者雇用の促進に取り組むだけではなく、障がい者職場実習協力企業制度や障がい者施策協力企業制度のようなものを設け協力企業へ協力金を渡す、もしくは財政的に難しい部分があれば吹田市として表彰や市のホームページで当該企業をPRするなど、企業においてもメリットがある内容を考えていただくと幸いです。企業においてメリットがあり協力企業が増えれば、障がい者においても実習現場や雇用のチャンスが増えるといった可能性が生まれるのではないのでしょうか。 また、協力企業のネットワーク会議を設け、そのネットワークに市や障がい者、家族、支援者などが集えるような仕組みがあるとより障がい者雇用の促進に繋がるのではと考えます。		
	10	就労継続支援B型事業所の目標賃達成については、コロナウイルスによる影響への言及があるが、雇用情勢についてもコロナウイルスへの言及があっているのではないかと。また、就労移行支援は就職者の半年定着の割合に応じて報酬単価が設定されるとなっており、来年度以降の減収が見込まれる。その点を記載する必要があるのではないかと。	「目標値設定に当たっての考え方」の箇所、障がい者の雇用情勢について、新型コロナウイルス感染症が与える影響を注視する必要性がある旨を追記しました。	42

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 2 成果目標 (5)相談支援体制の充実・強化等	11	アンケート回答によると、障害のある方は市役所等の広報誌をよく読んでおられるようなので、広報誌に、実際にあった事例をもとにした漫画や写真を多めに入れた紙面を作って、障がい者相談支援センターの利用方法や相談支援員さんがどんな人かを紹介してみてください(既に取り組みされていたらすみません)。	広報誌(市報すいた)を活用した周知を検討するとともに、アンケート結果をもとに、障がい者にとって伝わりやすい周知内容及び方法を検討し、障がい者相談支援センターと連携して、センターの認知度を高める取組を進めます。	-
	12	相談体制については、相談支援業務に関わる人であれば分かるが、もう少し丁寧に書かないと相談の枠組みを知らない人が読んでも分からないと思う。	相談者を取り巻く関係性の分かる相談支援体制を示す図を掲載しました。	45
	13	基幹相談支援センターの役割が法律上も吹田市の中でも多岐にわたっており、実際に基幹相談支援センターの役割と意義を把握できていない。相談体制の整備を進めるにあたっては、まず相談のななめとなる基幹相談支援センターの機能の強化と業務の整理が必要と考える。また、基幹相談、委託相談、計画相談の明確な役割分担を作っていく必要があると考える。	相談内容によっては、各相談支援機関の役割を明確に線引きすることは困難な場合がありますが、主な役割や連携体制については、第4期吹田市障がい者計画(P42~45)及び第5期吹田市障がい福祉計画(P76~77)に示しており、それぞれの役割を踏まえて、第6期計画期間の取組項目を掲げています。各相談支援事業の役割に関する認識の統一に向けて周知に努めます。	-
	14	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談：ア目標設定が「総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化～」とされている一方、ウ(ア)成果目標達成にむけての取組が「認知を高める取組」と「サービスにつなげるための支援の充実」ではあまりに実態との乖離があるのでは。ウ(ウ)「相談員等の育成」のためにも、専門的な相談支援が実施できるよう具体策は講じていただきたい。 ・ウ(ウ)「中核機関としての機能を果たすため」、どのような現実的方策があり、どういった研修等を想定しているのか示していただきたい。また、機能強化のためにも、基幹・委託・指定特定の役割整理と緊密な連携は喫緊の課題(自立支援協議会の活用も)。 ・ウ(エ)のためにも、相談支援体制の充実には人材確保(財源確保)は必須。財政的裏付により体制整備が図られ、はじめてニーズが顕在化し、必要な支援につながる。ア総合的・専門的な相談支援を「強化」するため、また、設置された6センターが有機的に機能することも見据え、ウ(ウ)の体制強化(抜本的な転換)は必須。 	<p>第6期計画で掲げている総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保することという成果目標は、これまでの計画等において掲げてきた相談支援体制(No.12のとおり)が有効に機能するための条件となるものです。</p> <p>そのため、成果目標達成に向けての取組としては、本市の相談支援体制で役割を担う、障がい者相談支援センター、計画相談支援事業所、基幹相談支援センターそれぞれの取組事項を示しており、(ア)には、障がい者相談支援センターが、第4期吹田市障がい者計画に記載の「身近に感じる相談支援のイメージ」(P45)を具現化できるよう、今後3年間で重点を置いて取り組む事項を絞って明記しています。</p> <p>それぞれの機関において、さまざまな相談者を「最適な」サービスにつなげるためには、障がいや相談に関する専門的な知識が必要となり、現在、障がい者相談支援センター職員を対象に、発達障がいや成年後見制度等をテーマとした研修を実施しているところです。今後も、相談支援の質の向上の取組を継続しますが、具体的な研修内容については、センターのニーズを踏まえ、事業年度ごとに策定する実施計画等に記載することとします。</p> <p>成果目標及び本市が掲げる相談支援体制の実現に向けては、まず、前出のとおり、各相談支援機関の役割について共通の認識を持ち、機能強化に取り組む必要があると考えています。</p>	-

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 2 成果目標 (6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	15	この部分に関しては、不正請求や請求時のエラー、内部監査や指導監査など法令順守についての話に終始している。本来の福祉サービスの質を向上させるための取り組みとは乖離していると思われる。タイトルの変更か、内容の変更をしたほうがいいかと思う。	報酬の審査体制や指導監査の適正化に関する内容は、国の基本指針及び大阪府の考え方において、盛り込むべき事項とされており、削除できないことから、この記載は維持し、事業者を対象とした研修や市職員を対象とした研修に関する内容を追記しました。	50
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 3障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策 (1)自立支援給付 エ 居住系サービス	16	共同生活援助の見込量については、第5期計画において2018年度:540人、2019年度:570人、2020年度:600人を見込んでいます。また、第4期計画では、2015年度:460人、2016年度:500人、2017年度:540人を見込んでいました。この背景には、在宅で障がいのある人を介護している家族の高齢化のもとで、本人が40歳以上であると家族(親)は、70歳以上であることから在宅介護が極めて困難になると考えられるため、最低限必要な量として設定したものです。今回、示された案では、実績ベースによる見込量として2021年度:397人、2022年度:418人、2023年度:440人と第4期計画の数値さえ下回るというものになっています。 この間、高齢の家族が急逝したり、認知症の進行等により介護が困難となり、本人の暮らしの場が突然なくなり、ロングショートで居場所を転々とすといったまさに人権侵害ともいえる事例がますます増加しています。その要因は、障害の重い人たちの暮らしの場が大きく不足していることにあります。 大阪府内の入所施設では、1,000人以上の待機者がいます。また、最近では近畿圏内でさえ入所先が見つからないという状況です。こうした状況からグループホームを早急に整備拡充し、障害の重い人も受け入れられる手立てを講じることが喫緊の課題となっています。 第5期計画計画で目標に対して大きく乖離している実績をベースとした見込量は、ますます深刻化する実態には全く見合いません。必要最低限の量として積算した第4期・第5期計画の見込量をベースにした第6期計画の見込量とし、グループホームの整備拡充を第6期計画の最重点課題と位置付け、必要な対策(住宅確保・障害の重い人を受け入れるための方策・世話人など担い手の確保)を早急に具体化するべきです。	提示している見込量は、グループホームの現時点での不足数をそのまま示すものではなく、現実的な整備可能性を考慮して設定しているものです。 しかし、委員からの意見にもあるように、グループホームの不足は当事者、事業者、市の共通の認識であるとともに、グループホームは、第5期の計画期間で一貫して見込量に達成していないサービスであることから、重点的に整備促進に取り組むべきものと考えています。 こうしたことから、変化率により算出する見込量とともに、令和2年度からの国の施設整備補助制度及び市の補助制度等の整備促進策で増加を見込む人数及び時期について、令和5年度の見込量に最大限反映しました。	56
	17	共同生活援助は第5期計画において6割程度にとどまっている到達であり、次期計画においては第5期計画における未整備分も含めた見込みが必要。必要量を確保していくには、年間50名以上の拡充が求められると考える。事業を継続していくための市施策も緊急の課題ではないか。		
	18	見込み量が少ないと思います。暮らしの場の整備は重度の知的障害者とその家族にとっては本当に緊急で重要な課題です。数字を上げることがことが困難な場合は、せめて(ウ)に親の自宅に在宅の障害者が自立するための暮らしの場の整備確保の方策を具体的に示すべきと考えます。また、具体的な数字をあげるために実態調査は必須だと思います。この点も追記していただくべきだと思います。		
	19	見込量の記載を見て、「とてもこれでは足りない」という意見が、分科会で複数出ました。 この見込量は、この計画が妥当する3年間での見込量・目標であり、市もこの数字で充分だとは決して考えていないということを、計画に付記してはどうでしょうか。	現時点での不足数ではなく、今後3年間の整備可能性等を踏まえての見込量であることを付記しました。	56

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
<p>第3章 第6期吹田市障がい福祉計画</p> <p>3障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策</p> <p>(1)自立支援給付エ 居住系サービス</p>	20	<p>グループホームのニーズが高まっていることや、吹田市内で利用できる場所がなく、他市へ転居される方が多いといった話を良く聞きます。しかし、第4期と第5期の見込量と実績の数字に乖離があるのはなぜでしょうか？</p> <p>①日中事業所等の福祉サービス事業所の利用者の中でどれだけのニーズがあるのか</p> <p>②どれだけの待機者がいるのか</p> <p>③待機者リストがあるのか</p> <p>④待機者リストはないがニーズとして把握はしている場合、なぜ待機者リストを作成していないのか</p> <p>といったような調査をすることはできないでしょうか？(調査内容については要相談)その上で必要数を整備できるようにする計画が必要かと考えます。</p> <p>それと並行して約37万人の中核市である吹田市において、同等の人口数の他市事例を見ながら、この人口であればこれくらいのホーム数が必要といった人口に合わせた考え方をを行うことは難しいのでしょうか。この2つが重なるとより具体的な数字が出てくるのではと考えます。</p> <p>また“グループホームの整備促進に取り組みます”と書いてありますが、そもそもグループホームの整備にあたっては、検査済証の問題が大きいのではと思います。グループホームの運営に適した物件があっても、検査済証がないということから、物件探しという入り口の部分で大きな壁があるといった話を聞いたことがあります。検査済証の問題は、グループホームに限ったものではありませんが、まずはこの問題をクリアする必要があるかと思います。また、空き家対策とのコラボも有効ではないでしょうか？</p> <p>よって、こちらも一例として、年度別に段階的に考えるとすれば、</p> <p>①1年目に検査済証に代わるものを新たに設定し、物件を手立てしやすいようにする一級建築士の確認等で代用している市もあると聞いたことがあります</p> <p>②2年目に空き家対策とのコラボにより、さらに物件の手立てを容易にする</p> <p>③3年目に空き家は改修の必要度が高いので、整備補助を充実する、または、人手不足を補うため世話人バンクを設置する等して、グループホームの立ち上げの壁を低くし、整備を促進するといった感じはいかがでしょうか。</p> <p>あくまでも一例になりますが、このように具体的な方策を入れたほうが実現に向けて取り組みやすいのではと考えます。</p>	<p>委員の意見のとおり、グループホームの不足数については、市内の障がい者の意向を反映したり、各事業者における待機者リスト等の作成など、これらのデータを集約した客観的な数値を算出する仕組みが必要です。</p> <p>また、第5期計画期間まで見込量を達成できなかった原因(課題)を明らかにし、課題を解消しないと整備が進まないものと考えています。そのため、第6期計画においては、課題解消に向けて取り組むことを付記しました。なお、取組については、年度ごとに進めるべきものであり、本市の実施計画策定や予算編成手続も考慮しながら、可能な限り見える化を図ります。</p>	-

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 3障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策 (1) 自立支援給付 エ 居住系サービス	21	<p>グループホームの充実にむけて、障がい者の地域生活支援に欠かせないという視点を持っていただいているのはありがたい。障害者総合支援法の中の住まいのサービス3つの中で、共同生活援助(グループホーム)が一番の広がりを見せている。2009年度からはようやく身体障害者の利用もできるよう見直しが見え、2017年度は全国利用者数が11万1千人と2005年度の3倍にもなった。2011年からは入居者への家賃補助として1万円/月が創設された。知的障がい者対象のグループホームは企業開拓も進み、世話人の専門性などに問題を抱えつつも増えている。</p> <p>一方、肢体不自由者や医療的ケアの必要な障がい者向けのエレベーター付きバリアフリー住宅や世話人付き添い体制の強固なグループホームは吹田市内でも増えてこない。民間任せやアウトソーシングでは採算がとりにくく、運営が難しいのではないかと。ショートステイも肢体不自由の子どもはレスパイト先も見つからない、と親たちは苦労している。肢体不自由児者や医療的ケアの必要な支援にある程度特化して、市営住宅棟の改装・活用や空き家に募集をかけるなどの動きを起こして市民にもアピールしていけば、公金による整備への理解も得られるのではないのでしょうか。</p>	<p>単にグループホームを増やすだけでなく、さまざまな障がい特性に対応できるサービスの整備という観点から、医療的ケアにも対応できるグループホームの整備を重点的に促進します。</p> <p>また、住宅施策と連動した整備促進に向けて、検討を進めます。</p>	57
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 3障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策 (1) 自立支援給付 エ 居住系サービス	22	<p>グループホームは聴覚障がい者にも使えるように拡充してほしい。</p>	<p>グループホームは、65歳未満でサービスの支給決定を受けている障がい者であれば利用できますが、さまざまな障がいの特性に対応できるよう、専門的な人材の確保が必要と考えています。</p>	-
	23	<p>見込み量の説明に、ロングショートを利用している方の数からそれを解消するためとの話があったが、本末転倒であると考え。そもそもロングショートという制度はなく、仕方なく支給決定されているものとする。</p> <p>本来の潜在的グループホームのニーズを充足していくことで、本来自宅で過ごせず、ショートステイをつないで利用していた人が入れるGHの確保も可能になると考える。</p> <p>今後高齢者世帯が増え、老障介護の中から、障害者が取り残され、悲惨な事案を生まないためにも安心して利用できるグループホームの確保は最優先事項と思われる。そのために吹田市として補助金の制度を変更し、職員配置の補助から開設補助にシフトしたのではなかったのか。</p> <p>実際の必要数を把握するためには事業所への確認、家族会への聞き取りなどから得た数字を必要数ととらえる必要があると考える。</p>	<p>短期入所サービスの長期間の利用は例外的な支給決定によるものであり、このような状況は解消すべき課題と考えています。</p> <p>11月11日の専門分科会において提示した「共同生活援助(グループホーム)」見込量は、グループホームの現時点での不足数をそのまま示すものではなく、現実的な整備可能性を考慮して設定しているものです。</p> <p>しかし、他の委員からの意見にもあるように、グループホームの不足は当事者、事業者、市の共通の認識であるとともに、グループホームは、第5期までの計画期間で見込みに達していないサービスであることから、重点的に整備促進に取り組むべきものと考えています。</p> <p>こうしたことから、変化率により算出する見込量とともに、令和2年度からの国の施設整備補助制度及び市の補助制度等の整備促進策で増加を見込む人数及び時期について、令和5年度の見込みに最大限反映しました。</p> <p>また、No.20に記載のとおり、不足数の集約に取り組む必要があると考えています。</p>	-

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画	24	<p>計画相談の数値は請求ベースの数値が上がっているが、計画相談においては、契約者数やセルフプランにて支給決定を打っている数なども資料として必要ではないか。計画相談を担当している相談支援専門員の人数や一人当たりの平均数なども上げないと見込み量がどのように出されているのかが不明瞭。</p> <p>一方で、相談支援の実績よりも見込み量が減ってしまっており、本当に必要なニーズを充足していくための見込み量とは乖離していると思われる。</p> <p>また、請求ベースの数字を挙げているため、本人の状況が変わり、請求の回数が変わる場合もあり、正しい実績と見込みとは言えないのではないか。</p>	<p>11月11日の専門分科会において提示した「相談支援」の実績値に誤りがありましたので、正しく実績を反映し、前回と同様に、平成28年度から令和元年度までの変化率の平均値をかけることにより見込量を算出すると、令和3年度から令和5年度にかけて件数は大きく増加することとなりました。また、サービス種別を「計画相談支援」と修正しました。</p> <p>プラン作成及びモニタリングの実施を示す数字としては、支給決定件数等よりも報酬請求件数が適切であると考え、これまで報酬請求件数により実績を算出してきたことから、見込量についても報酬請求件数を採用しています。</p>	57
3障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策 オ 相談支援	25	<p>新規に相談支援専門員になれる職員を増やす方が必要。</p> <p>既存の事業所の運営が基本的に安定しておらず、新規に相談支援専門員の増員を考える余裕がない。既存の事業所の運営安定化も考えないといけないのではないか。</p>	<p>相談支援専門員の増員により新規利用者の計画を作成した事業者に対して補助金を交付する制度を実施していることから、その制度の効果を分析するとともに、より効果的な人材確保策の検討が必要と考えています。</p>	-
	26	<p>サービス等利用計画:「体制確保に向けた取り組みを継続」→普及促進事業の実績に応じ検証は必要。H30実績より下回る見込量自体、「～サービス等利用計画が必ず作成されるよう～」という文言に即していない。</p>	<p>前出のとおり、11月11日の専門分科会において提示した「相談支援」の実績値に誤りがありましたので、正しく実績を反映し、前回と同様に、平成28年度から令和元年度までの変化率の平均値をかけることにより見込量を算出すると、令和3年度から令和5年度にかけて件数は大きく増加することとなりました。</p>	57
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 3障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策 (2)地域生活支援事業 イ 相談支援事業	27	<p>サービス名障がい者相談支援事業については、委託相談のみで行うということによるのか。実績が6か所となっているところから推測。そうであるならば、吹田市の計画であるので、委託相談や障がい者相談支援センター等の記入が必要ではないか。また、個所数を見込み量とするのか、相談件数が必要なのか。障がい者相談支援センターにおいては人員配置等についても言及する必要があるのではないか。</p>	<p>実施箇所数を、「障がい者相談支援センター箇所数」と修正します。</p> <p>また、活動指標については、大阪府の基本的な考え方の中で必須記載項目とされている障がい者相談支援事業の実施箇所数を計画に示します。</p> <p>障がい者相談支援センターの相談件数については、分析に必要となるデータであるため、各センターの相談件数等を今後も継続的に把握することとします。</p> <p>また、障がい者相談支援センター業務は委託で行っていることから、人員配置等については、契約手続の中で、協議・決定するものと考えています。</p>	59
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 3障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策 (2)地域生活支援事業 ウ 成年後見制度関連事業	28	<p>「成年後見制度関連事業」について、当事者やその家族にとって切実かつ情報の得にくい部分であり、次年度からの拡張を考えていただいていることに感謝です。</p> <p>成年後見制度については、当事者の家族さんで活動を始めた方の講演がわかりやすかったです。</p> <p>吹田市で講演してもらうことで、行政からの当事者への支援の一歩になると思います。</p>	<p>11月11日の専門分科会において提示した「成年後見制度法人後見事業」について、令和3年度から実施と記載していましたが、令和4年度から実施予定と修正しました。</p> <p>成年後見制度に係る周知については、当事者や家族にとって分かりやすい周知が必要であるため、提案いただいた方法も含めて、検討を進めます。</p>	60

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 3障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策 (2)地域生活支援事業 キ 地域活動支援センター機能強化事業	29	Ⅲ型の見込み量2か所という数字の根拠が不明。	市域の特定の地域に固まるのではなく、市内のどこに住んでいてもアクセスしやすいように、例えば南北又は東西に1か所ずつ設置する考えのもと、2か所と見込んでいますが、利用状況を踏まえて引き続き検討を進めます。	66
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組 (1)障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進	30	手話通訳を派遣(利用)できないことは合理的配慮に欠けていること。	手話通訳が必要であることを申出された場合に、手話通訳の提供に過重な負担を要しないにもかかわらず提供を拒否することや、過重な負担を要する場合においても代替手段の提示や理解を求めるための丁寧な説明がない場合は、合理的配慮の考え方に基づく柔軟な対応ができていない事例といえます。 こうしたことが起こらないよう、市役所全体の取組として十分に浸透させるための取組を行う旨を計画に明記しました。	69

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画	31	<p>意思疎通事業についてですが、通訳者などを養成することも大切ですが、同時通訳の開発で期待されているような今話題の機器を応用した文字変換機器があれば、その技術を使って実証実験をすとか、将来的には日常生活用具として貸与するなど、夢のような話かもしれませんが、現実的でより実現可能ではないかと思えます。</p> <p>また、視聴覚重複障害者について、実態や実数などがわかりかねますが、その取組が非常に遅れているように思えます。大阪府ではようやく障害者コミュニケーションセンターのオープンで拠点となる施設が広く知られるようになったところですが、当事者のサポート体制はまだまだなのではと思えます。</p> <p>吹田市においても、障害の縦割りではなく、そういう方々の人的、機械的なサポート体制にも今以上に取組に力を入れていただけたらと思えます。健常者が高齢化していく中で、目や耳が不自由になるように、視覚障害者も聴力は低下します。聴覚障害者も視力が衰えていく可能性があります。手帳の等級が生じないレベルにおいての不自由さへの配慮・考慮も必要だと思えます。吹田市の行政としての動きができない分野が多いこと、承知していますが、将来を見据えたより良い制度、システムとなっていくことを願うばかりです。</p>	<p>手話通訳者や手話奉仕員となる人材も限られる中で、福祉分野にもロボットやICTの導入が進んでいることを踏まえると、コミュニケーション支援においても、新たな技術を取り入れた機器等を活用することは、今後ますます必要になると考えられますので、取組項目にICT等の活用について検討する旨を追記しました。</p> <p>視聴覚重複障がいについては、障害者コミュニケーションセンターとの連携なども視野に入れ、実態把握に努めたいと考えます。また、障がいのほか、加齢に伴う機能低下については、高齢福祉部門とともに研究に努めたいと考えます。</p>	70
	32	<p>資料3のp38の「イ取組み項目(イ)」に関連することで、手話や要約筆記の他に、「UDトーク(https://udtalk.jp/)」を用いるなど、ICTをうまく活用して、その場に対応できる人がいなくても円滑にコミュニケーションを取ることができるような工夫も必要であると思えます。</p>	<p>N0.31でも記載のとおり、コミュニケーション支援において、新たな技術を取り入れた機器等を活用することは、今後ますます必要になると考えられます。そのため、取組項目にICT等の活用について検討する旨を追記しました。</p>	70
	33	<p>災害対応で、全盲の桂福点さんが、「大阪市に点字のハザードマップがなかった」と嘆いておられました。吹田市には、点字の災害ガイドを危機管理室に行けばいただけるようで少し安心しました。こういう情報がやはり市民に認知されていないのが少し残念です。</p>	<p>本市が行っている取組や作成物の情報が、必要な障がい者に伝わるよう、周知の場面や方法を検討します。</p>	-
	34	<p>手話を知っていただく、音が聞こえない人達に対する理解を広めていただくために、やはり手話言語条例が必要になってきていると思う。ぜひとも、条例制定についても、計画に記載を加えていただきたいと思います。</p>	<p>「障がい特性に応じ、言語(手話を含む。)その他さまざまなコミュニケーション手段が存在するとの認識に立ち、手話や点字、要約筆記等の普及・啓発に努めます。また、コミュニケーション手段の確保におけるICTの活用等、幅広い視点で障がい者の情報取得やコミュニケーション支援等の機会拡大に取り組みます。」と修正しました。</p> <p>今後、計画に沿って、聴覚障がい者に対する理解促進や手話の普及・啓発に関する取組を進めてまいります。</p>	70
	35	<p>手話はコミュニケーション手段であると同時に言語である。手話は言語であるということを取組項目の中に入れてほしい。</p>		

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組 (5)障がい福祉人材の確保、定着及び養成	36	人材確保は、あらゆることの土台となるものであり、急務だと思います。弁護士として後見業務をしていて、障害のある方の生活をマネジメントできる相談支援員との連携は不可欠だと感じており、経験に裏打ちされた相談支援員のアドバイスや方針決定にはいつも助けられています。いったん障害福祉の仕事についての方が、安心してキャリアを積み続けられるように、よりよい働く環境づくりを希望します。	人材確保と同様に、確保した人材の定着を促進する施策について重層的に取り組んでいきます。	73
	37	障がい児者を支援する各団体関係者や当事者の委員のご意見に共感できることも多くありました。また、国・府との関係、吹田市の財政を含めた状況から見た方針も理解できました。ただ、少子高齢化が進むこの日本で、高齢者問題と同様に今までそして今後ますます深刻となる問題について、昭和から平成に培われてきたやり方・考え方では、何の問題解決にもならないと考えます。ハード面・ソフト面において、財政的な点、施設・設備面、そして一番の担い手である人的ケア・サポート体制は、根本的に当事者も従事者も意識改革が必要だと思います。 過去の医療現場がそうであったように、人手不足を現役世代の少なくなる若者に！は限界があります。医療現場では、それを外国人実習生にと進められたこともありましたが、現実にはなかなか進んでいないように思います。そして、障がい者サービスにおいては、そのような試みが当てはまるかは疑問です。また、この新型コロナウイルス感染拡大以降、ますます難しくなっていくと思います。 本当に施設から地域へ移行させるのであれば、少し大胆な意見ではありますが、数年、数十年先にはAI等の技術を活用したシステムの利用も仕方ないことだと思います。担い手を増やすための補助制度も一つの方法ではあると思いますが、ロボットなどの導入可能な場所への投資への補助や機器開発への援助・補助を国や府に働きかけたり、市でも実のある対策を講じて市民に納得していただける有効な税金の使い道を考えていただきたいです。 この分科会におられる専門の先生方や学校関係者の方々の方が、そういった最新の情報をお持ちだと思いますし、ご存知のことと思います。 ふれあい！を大切にすることができるのであれば、いうことはないのですが、皆さんのお話をお聞きしている限りでは、ご意見を現実のものにしていく状況ではないような気がしています。 大きく変わるであろう社会に対して、障害者や家族、関係者の意識改革も必要だと思います。今まで同様のサービス形態では、利用当事者、サービス提供者が共倒れしかねないこともあるのではと考えます。	福祉人材が不足するなか、介護ロボットの導入やICTの活用により、障害福祉サービスの提供を維持しようとする動きが、新型コロナウイルス感染拡大を契機とし、今後ますます増えていくと予想されます。 本市においても、国の補助金を活用し、介護ロボットやICTの導入を行う事業者に対し、補助金を交付しているところであり、今後こうした活用を推し進めていくために、効果検証を行うこととしています。	-
	38	人材不足の解消には、福祉志向でない人にも福祉の仕事を選択肢としてもらうといった方策も必要です。 人材確保の方策は、人の確保・スキル向上・職場定着といった重層的な方策を打っていく必要があります。 サービス提供の基盤整備においても絶対条件である人材確保のための課題を第6期計画の最重点課題のひとつとして位置づける必要があると考えます。	計画策定に当たって実施した意見聴取会(事業者)で出た意見からも、人材不足は喫緊の課題であることが明らかになっています。 第5期計画からの引継ぎ事項として、第6期計画期間においても、重点取組の1つとして位置づけ、事業者、国、大阪府などと連携して取組を進めます。	73
39	福祉業界の人材確保は、かなり深刻化してきている。福祉業界で働こうと思ってくれる人の中で、吹田で働こうと思ってくれる人を少しでも増やすことも含めて、本格的に自治体の施策として一歩踏み出すことをお願いしたい。	福祉業界における人材不足については、重層的な人材確保、定着及び養成策が必要であると考えております。他市で行われている家賃補助等の事業効果を把握し、本市においてどのような策が効果的であるかを検討したいと考えています。第6期計画においては、重点取組として位置づけるように考えています。	73	

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画 4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組 (5)障がい福祉人材の確保、定着及び養成	40	特に若い人にもっと福祉業界に来てほしいということであれば、積極的な就活フェアや説明会を行っていくとともに、求職者の希望する職務と採用側のマッチングをきちんと行っていくことが重要であると考えます。さらにコロナ禍においては、オンライン説明会も選択肢の一つとしてあってもいいかなと思います。 加えて、働き続けてもらうために、手当の充実や、キャリアアップなどの工夫も図り、ライフワークバランスを保ちつつ、モチベーションを維持しながら働き続けてもらえるような工夫も必要であると考えます。 やみくもに広報活動を行うのではなく、“どんな人に来てほしいか”を明確にし、福祉業界以外の採用活動と同じように、戦略的な広報活動をしたほうが効果的であると考えます。	人材確保については、「感染防止策が求められる中での有効な採用活動のあり方」を検討する際に、今回の御意見で提示いただいた視点をもとに、他業種で行っている戦略的な採用活動等も参考にしながら、これまでの方法にとらわれず、検討を進めていきます。 人材定着及び養成については、現在実施している研修費補助制度の活用を促進するとともに、人材不足の状況にあっても、サービス従事者が必要な研修等を受けられるよう、代替職員の人件費補助制度の活用について事業者にも周知し、一層の制度利用の促進に取り組みます。	73
	41	吹田市内には大学もあり、近隣に福祉系の専門学校もある。その地の利を生かした学生との連携などを通じ、人材確保の手段を講じるなど、これまでにない何かをお願いしたい。		
	42	・確保：①宿舎借り上げ支援事業などを活用し、吹田市で雇用(納税)するための具体策、②市(委託でも可)が独自で無料職業紹介事業をするなど、紹介会社にカネ・ヒトを流さない意味でも具体的確保策は必須。③潜在的福祉人材の復職支援(再就職準備金などを活用) ・定着・育成：「専門性を高めるための研修」に現場から人を派遣することができないほど現場の体制が逼迫していることも実態。資格取得支援や研修費補助とともに、代替職員確保も並行的課題		
第4章 第2期吹田市障がい児福祉計画	43	主な取組の欄に記述してある事柄が、やや具体性に欠ける感じがします。例：「児童の成長記録や支援記録等を記載したファイルの活用」が左右2か所ありますが、発達支援手帳すいすいの一と というもののことでしょうか？	児童の成長記録や支援記録等を記載したファイルを作成し、市ホームページに掲載しており、御指摘のとおり「発達支援手帳すいすいの一と」を指しています。 成果目標に係る主な取組については、上記の内容を踏まえた記載内容に修正しています。	82
第4章 第2期吹田市障がい児福祉計画 1 基本的な考え方 (3)地域社会への参加・包容の推進	44	支援協力体制の構築とは具体的にどのようなことでしょうか。 現在市立小学校に通う重度知的障害の子どもを育てていますが、支援の協力を感じたことがありません。放課後デイサービスと小学校は送迎時間のやり取りだけです。私はケアマネに委託し、小学校・保育園・放課後デイサービス・両親で就学前にケア会議を行いました。進級前にも小学校・放課後デイサービス・両親でケア会議を行いました。チームで障害児をみるという意識はとても重要であると考えています。自発的な親は実施して、消極的な親は実施しないということではなく、ケア会議や児についての記録は「ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築」に重要であると考えます。親の目に見える支援協力体制の構築を期待しています。	就園、就学等のライフステージにおいて、これまでの支援が切れ目なく、谷間なく継続されるよう、相談支援事業者を中心としたサービス担当者会議の開催を推進するとともに、日常の支援においてはモニタリングの機会を通じ、保育・教育機関と通所支援事業者の情報共有が円滑に行われるよう、課題の分析や仕組みの検討を進めます。 成果目標に係る主な取組(オ)については、上記の内容を踏まえた記載内容に修正しています。	82

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
第4章 第2期吹田市障がい児福祉計画 1 基本的な考え方 (5)障がい児相談支援の提供体制	45	<p>・専門的な相談の拠点を明確にする ども発達支援センターが相談支援の拠点ですか？アンケート調査の結果にもあるように、親は「専門的な相談機関を充実してほしい(56.7%)」と感じています。各機関の連携も大切ですが、1歳半健診で指摘を受けた⇒精密で発達障害と診断された⇒どこに相談したらよいかわからない…という状態です。障がい児にとって一番重要な両親や家族の障害受容の段階をスムーズに進めるためのフローが必要と考えます。 私は保健センターの保健師に相談したら「保育園に入所しているから大丈夫じゃないですか」と言われました。障がい児が社会に受け入れる前に家族に受け入れられるような相談支援の体制をご提示願います。</p>	<p>相談支援体制としては、教育・保育施設や学校等の児童のライフステージにおける所属機関と、発達に係る相談機関である保健センターやども発達支援センター、教育センター及び、障がい児通所支援の利用に係る相談機関である子育て政策室等の各機関で役割分担をし、対応しているところ。また、保健センターでの1歳6か月児健診、3歳児健診で発達障がい等の相談を受けるとともに、必要に応じて経過観察健診(二次健診)でその後の経過を見ながら、関係機関と連携し、親子教室や専門医療機関、療育機関等につないでいます。 今後、各機関の専門性をより発揮できるよう、保護者支援も含めた市民にも分かりやすい相談体制の見直し、整備が必要だと考えています。各機関が連携し、適切な時期に適切な支援につなぐ仕組みとなるよう、効果的な相談支援の在り方について検討を進めてまいります。</p>	77
		<p>・各機関で情報共有を行いチームで適切な支援を継続する 療育手帳Aの369名(18歳未満)の支援チーム(プライマリー)はあってもよいかと思います。相談しても1から同じ話をすることがほとんどです。内部で引き継ぎがされておらず、その場限りの相談対応になっていると親が感じて仕方ない現状です。情報システムを使った情報の共有は相談支援体制の連携と適切な支援に重要ではないでしょうか。さらに、受動的な態度ではなく、年に1度は生活の様子を簡単なアンケートで聞くなど、能動的な相談支援があってもよいかと思います。(危機的状況にある家庭がわかるようなアンケートを作成し、全てに目を通さなくても自動的に振り分けられるシステムを構築すれば負担が少ないと思います)</p>	<p>関係機関における情報共有の在り方については、個人情報保護に留意しつつ様々な方策を検討するとともに、支援を必要とする世帯を見逃さない仕組み等、その在り方についても関係機関において検討を進めます。</p>	
	46	<p>・家族の実情に合わせた適切な支援 様々な家庭に合わせた支援を行うために専門的な知識と情報共有による方向性の決定が必要です。相談支援体制の充実に含まれているかと思いますが、相談対応者のスキルアップ、事例検討といった質の向上に努めていただきたいです。特に働く親が子どもに障害あるとわかった時の苦悩は社会的にも影響が大きいです。仕事を退職して杉の子学園に入園させると保育園に言われましたが、それが適切な支援でしょうか。この資料にある「要配慮保育制度」という言葉も初めて聞きました。健診で発達の遅れを指摘された時に初回面談を実施し、相談のフローを紹介・サポートブックの作成方法・家族の実情や不安に対する情報提供などがあれば、親の障害受容はスムーズに進むかと思えます。 「適切」「充実」と掲げるのであれば、相談を受ける側が安心を感じる内容にしていたきたいと思います。どこにも相談しない2.4%の親御さんが虐待などの困難に移行しないことを祈るばかりです。</p>	<p>発達障がいについての認識、理解、受容は、各家庭で様々であることから、適切な相談・支援が実施できるよう、研修等で専門知識の習得および相談対応スキルの向上を図っているところです。 また、障がい児の療育等支援に係る関係機関の情報共有の場である吹田地域療育等関係機関連絡会においても、対応事例の報告等を実施し、質の向上に努めているところです。 今後も、相談を受ける職員のスキルアップ等、関連業務における研修の充実に努めます。 相談から診断、療育への流れについては、個々の状況によって異なりますが、相談した保護者が不安に陥らないように、その後の流れや活用できる制度等について情報提供ができるツールの作成など、今後検討してまいります。 基本的な考え方の(5)障がい児支援の提供体制については、上記の内容を踏まえた記載内容に修正しています。</p>	83

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
第4章 第2期吹田市障がい児福祉計画	47	<p>・「子ども・子育て支援等」について、保育所と放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)においては、実績値が少し下がっている。私たちの感覚では、障がい児の増加を感じているが、実績が下がっているのはどのような理由があるのかお聞きしたい。</p>	<p>・保育所と認定こども園の利用実績について、発達支援保育枠については、ほぼ公立で担っており、この間、公立保育所は既に4園民営化しており、枠が減っているという現状があります。一方で、要配慮保育制度の利用は少し増えており、それらの合計で見ると、少し減という結果が出ていますと認識しています。</p> <p>留守家庭児童育成室の利用実績について、要配慮児の受入れは、ここ数年横ばいで推移しています。</p>	-
		<p>・今、留守家庭児童育成室は待機児童が出るくらい状態になっていて、指導員の欠員が常態化している。留守家庭児童育成室の実績が減っていることについては、障がい児加配のところで、非常勤の指導員ではなくて、アルバイトの方なども対応されていて、本当は利用したいけれど、障がいのあるおさんの対応がきちんとできない状況があるのではないかと心配をしている。今後の見込量として、実績だけではなく、実際の留守家庭児童育成室の利用ニーズなどから見て、この数字で妥当なのか検証が必要と思う。</p>		
		<p>・また、見込量について、3年間横ばいとなっているが、どのような計算をされたのか。保育所全体の利用児童見込数は、少し上がった後、少し減るというようなことが、子ども・子育て支援事業計画で示されていたが、留守家庭児童育成室の利用見込みは毎年増加していると思う。全体は増加見込みという中で、障がい児の利用見込みは165人で据え置きというのは、実態に合うのかどうかと思う。</p>		
(3)子ども・子育て支援等	48	<p>子ども・子育て支援事業計画、障がい児福祉計画のいずれにも位置付けられていなかった保育所等での発達支援保育、留守家庭児童育成室での障がい児保育の見込量が位置付けられたことは、大いに評価できるものです。一方、その見込量が21年度・22年度・23年度ともに横ばいの数値となっていることについては、疑問が生じます。</p> <p>保育所等については、子ども・子育て支援事業計画での全体の見込量が増加した後減少していますが、障がい児や要配慮児は増加傾向であり、発達支援保育の受皿を増やしていく必要があるのではないのでしょうか。また、留守家庭児童育成室全体の入室児童数は、毎年8%程度の増加となっており、今後も増加傾向で推移すると考えられます。</p> <p>今回、はじめて見込量を算出したことや子ども・子育て支援事業計画策定における利用意向では発達支援保育や障がい児保育について把握してないなど、見込量を算出するバックデータが不足していると思われます。そのため、第2期計画策定後も計画期間において必要に応じて見込量を修正するといった対応も必要となると考えます。</p>	<p>・見込量については、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの3か年実績の平均値を算出し設定しています。</p> <p>・保育所の数値につきましては、ここ数年の傾向として、配慮を要する児童の保護者で就労を希望する保護者が増加していることから、発達支援保育制度の申込ではなく、要配慮保育制度の申込が増えています。要配慮保育制度については、見込量以上であっても、就労等要件で施設利用となり、発達の支援を希望する場合は利用が可能です。</p> <p>また、保育所民営化に伴い減少する発達支援保育の受皿の確保については、発達支援保育制度の申込状況と他の障がい児通所支援の利用状況等を勘案し、検討していきます。</p> <p>・留守家庭児童育成室については、放課後子ども育成課で設置している保育委員会で受け入れ体制等の協議を経て受入れを行っておりますが、これまでに、指導員が不足していることを理由に受入れをお断りしたことはなく、申請があった児童は受け入れております。</p> <p>また、指導員については、ここ数年、人材の確保に大変苦慮しています。要配慮児への加配は、指導員に欠員が生じているため、指導員ではなく、補助員を配置しています。現在、施設整備・指導員の人材確保や育成が困難な状況ですが、市民ニーズに対応していくため、今後も施設整備・指導員確保に努めてまいります。</p>	-
		<p>なお、発達支援保育については、公立保育所がその受皿の中心となっており、5園民営化により受皿が減少しているとされていますが、公立幼稚園の認定こども園への移行でその受皿は確保されるのでしょうか。</p>		
		<p>また、留守家庭児童育成室における障がい児保育では、利用ニーズは増加していると考えられますが、指導員体制の不足や施設環境の不十分さなどにより、障がい児への対応や配慮が充分でないために途中退室に至る場合や障がい児保育では児童の状況に関わらず保護者のお迎えが必要となっていることから障がい児保育での利用を敬遠するといった現状により、利用実績が減少しているのであれば、早急な改善が必要です。</p>		
	49	<p>説明では入園希望などの数字から見込み量を算定しているとの事だったが、放課後等デイサービスなどの進出により、学校現場で求められていたものが利便性の高い福祉サービスに置き換わっている面が大きいと思われる。本来の公的な子供の見守り、育てる場の確保は必要ではないかと考える。</p>	<p>保育園や留守家庭児童育成室を対象に、こども発達支援センターにおいて巡回相談を実施し、地域における総合的な療育支援を行っています。また、障がい児の育ちの場としての放課後等デイサービスの役割をふまえ、児童にとって適切な生活環境の場となるよう、関係機関が連携しながら支援に努める必要があると考えます。</p>	-

計画素案に対する委員及び公募市民からの意見と市の考え方

章	No.	意見等	意見に対する回答	ページ
その他	50	計画内容について関係機関だけでなく市民にも理解を促すために、専門用語の説明のページがあってもよいのではないかと考えます。 例えば、全章から説明が必要と思われる用語をピックアップし、巻末に資料編として一覧表で掲載する方法や各章の各ページに説明が必要な用語があれば下に「※」印で脚注として用語の説明文を記載する方法です。	用語説明を挿入します。	-
	51	第3章の最初に「前計画の評価と課題」のような項目を独立して新たに設定できないかご検討をお願いいたします。	現行計画期間における現状と課題とそれに対する取組の対応関係を示すため、「2成果目標」の項において、それぞれ成果目標ごとの現状と課題を記載する形としています。	-
	52	コロナ禍の影響はR2年度限りの事態なのか？次年度以降も影響が続くのか？不明ですが、この予期せぬコロナ禍での障がいのある人々のストレスは増加しました。学校や通い先が閉鎖され、それがなぜなのか、特性や年齢経験から理解できない人も多かったです。ソーシャルディスタンスがなぜ必要なかもわからない人、わかっても視覚障がい者などはソーシャルディスタンスを取るすべがないという障がい特性の人もいた。聴覚障がい者がマスクのために口話ができず孤独感を強めた…。アンケート項目で聞いていただいていたことはすばらしいと思いました。この視点でリサーチを深め、新計画への反映は絶対に必要だと思います。	アンケートや意見聴取で出た意見を要約し、計画に記載しました。 また、今後の計画の推進にあたっては、平常時とは異なる社会的障壁などをどう解消していくかという視点を取り入れ、取組を進めていきます。	-